

## 随意契約理由書

神戸市

件名	「こんなときどうする？消費のギモンQ&A」購入
契約業者名	株式会社ライズファクトリー
随意契約の理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当
<b>随意契約の相手方を選定した理由</b> 2022年4月1日に控える成年年齢引き下げを見据え、法改正により新たに成年になる高校生等の若年者に向けて、18歳成人でできるようになることや、消費者の権利、若い世代に多い消費者トラブル事例等を交えて消費者教育を行い、消費者トラブル防止のために若年者の消費生活に関する知識と意識の向上を図る必要がある。本事業の目的の達成に必要な情報が網羅されているのは、株式会社ライズファクトリー社が発行する啓発教材「こんなときどうする？消費のギモンQ&A」のみである。 また、本調達物品は上記業者の著作物であり、市場に流通しておらず、上記業者の専売品であるため、随意契約を行う。	
担当部署 (問合せ先)	経済観光局消費生活センター 消費者教育係 (電話番号 371-1247)